

## ■ 集落座談会・地区座談会を開催

地域計画の策定を進めるうえで、地域住民と関係者が話し合いを行うための「協議の場」を設置することが求められています。

令和6年度の初めは、希望のあった集落で座談会を開催し、ワークショップ形式で計画への記載内容や目標地図の確認などを行ってききましたが、策定完了までの残された期間を考慮して、10～11月にかけて地区ごとに座談会を開催し、その結果をもとに、計画を策定することとしました。

地域計画の策定は、農地のこと、農業のこれからのことを集落・地域内で継続的に話し合っていくための手段であり、本来であれば座談会は、集落ごとに開催すべきものと考えます。

このことから、集落座談会は、策定後も積極的に開催していく予定です。(下記お知らせ②参照)



### 参加者の意見



農地や景観をどのように守っていくのか、これからも地域での話し合いを続けていきたい。



地域計画が話し合いのきっかけになって、みんなの思いを聞くことができてよかった。



一人ひとりが、それぞれできることを担って、みんなで農地や農村環境を守っていただけたいと思う。

#### お知らせ①

### 4月から農地を貸し借りする際の手続きが変わります

これまで、農地の貸借は、当事者間の同意に基づくものと農地中間管理機構（農地バンク）を通じたものの、いずれかの方法で行われていましたが、4月以降は、地域計画の目標地図の実現に向けた取組として、農地バンクによる貸借に一本化されます。

詳しくは、次号でお知らせします。

#### お知らせ②

### 集落座談会を開催します

策定した地域計画の内容を地域の皆さんと確認・共有し、必要に応じて修正などを行いながら、農地や農村環境を守る取組をさらに進めていくための機会として、4月から順次、集落座談会を開催する予定です。

開催時期などは、集落ごとに改めてお知らせしますので、多くの参加をお願いします。